

税金・確定申告に関するお知らせ

申告相談・還付申告・住民税申告のお知らせ

税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

町では、確定申告開始日以前に所得税納税者向けの申告相談日を設けているのと同時に、還付申告・住民税申告も受け付けます。

確定申告の時期は非常に混雑するため、医療費控除や住宅ローン控除等、還付申告のみの方は申告相談日をご利用ください。なお、当日の税務課職員は確定申告書・住民税申告書作成のための計算を行うのみです。

営業、農業、不動産の収支内訳書や医療費控除等の書類を提出する場合は、事前に作成してからお越しください。事前に作成していない場合は、会場内においてご自身で作成していただきます。

○申告相談日

令和7年2月10日(月)～2月14日(金)
※祝日を除く

○場所 役場1階 大会議室

○詳細 受付時間や必要書類などは広報1月号に掲載します。

札幌北税務署で申告が必要な方

還付申告であっても、利子所得、譲渡所得(土地・家屋・株式等)、山林所得、雑損控除のある方、青色申告の方は、役場では受付できません。

該当される方は、確定申告の時期(2月17日～3月17日)にe-Tax(電子申告)または札幌北税務署(☎ 011 - 707 - 5111)で申告ください。

税務署からのお知らせ

札幌北税務署 (☎ 011 - 707 - 5111)

スマホとマイナンバーカードで確定申告！

スマホやパソコンで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から確定申告書を作成し、マイナンバーカードを使ってe-Taxによる送信ができます。

マイナンバーカードを使ってマイナポータルと連携すれば、医療費やふるさと納税等の申告に必要な各種控除証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目に自動入力することができます。



国税庁
ホームページ

なお、マイナポータル連携を利用するためには事前準備が必要です。各種控除証明書等の発行主体によっては、データが取得可能となるまでに数日を要する場合がありますので、お早めの準備をお願いします。

また、確定申告をする方で、ふるさと納税をした方は、ワンストップ特例申請を行った場合でも全て寄付金控除を申告する必要があります。

国税の納付はキャッシュレス納付で！

キャッシュレス納付を利用すれば、確定申告期等の窓口が混雑する時期に、金融機関や税務署に出向くことなく、自宅やオフィスで納付できます。

①振替納税

事前に税務署または金融機関に届け出ること、振替日に預貯金口座から自動的に納付ができます。なお、一度届出を行えば継続して利用できます。

②スマホアプリ納付

Pay払い(PayPay、d払い、auPAY、LINEpay、メルPay、amazonPay、楽天pay)から納付手続きが行えます。事前手続きが不要で、場所や時間を選ばずに納付できます。

③その他の納付手段

QRコードを利用したコンビニ納付・クレジットカード納付・ダイレクト納付・インターネットバンキング等、ご自身に合った納付手段を選択できます。

詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。



国税庁
ホームページ

医療費通知を ご確認ください

住民課国保・後期高齢者医療係（☎ 23 - 2467）

当別町国民健康保険および北海道後期高齢者医療保険では、被保険者の方に医療費通知を送付しています。医療費通知は、日ごろの健康管理や保険医療機関等での受診履歴の確認に役立つほか、確定申告で医療費控除の申告をする際に添付することで「医療費控除の明細書」の記入を簡略化することができます。

医療費通知の発送月（年2回）

当別町国民健康保険	
診療月	発送時期
令和6年 1月～10月分	令和7年1月上旬
令和6年11月～12月分	令和7年3月上旬

北海道後期高齢者医療保険	
診療月	発送時期
令和6年 1月～ 9月分	令和7年1月上旬
令和6年10月～12月分	令和7年2月下旬

固定資産に関する 手続きを忘れずに

税務課資産税係（☎ 23 - 2333）

償却資産（固定資産税）の申告

令和7年1月1日現在、町内に事業用償却資産（農業、工場、商店、賃貸アパートなどを経営している方が、その事業のために用いる構築物、機械、装置、工具、器具、備品など）を所有している個人または法人は、地方税法により償却資産すべての申告が必要です。

期間 令和7年1月6日（月）～1月31日（金）

方法 エルタックス eLTAX または自社様式で申告書を提出された方と送付不要の申し出をされた方以外には、申告用紙等の書類を12月下旬頃に郵送します。なお、申告用紙等は町ホームページからもダウンロードできます。また、eLTAX ホームページ eLTAX での申告書の提出にご協力ください。



eLTAX
ホームページ

主な償却資産

パソコン、コピー機、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、農業用機械設備、ビニールハウス、陳列棚、冷蔵庫、テーブル、イス、厨房設備、テレビ、看板、外灯、側溝、駐車場舗装、旋盤、洗浄給水設備 など

家屋（居宅・車庫・倉庫等）の届出

固定資産税は、毎年1月1日現在、課税台帳に登録のある家屋を対象として課税されます。令和6年12月31日までに家屋の新築や増築、取り壊し、所有者を変更した場合は、届出が必要ですので忘れずに手続きをしてください。なお、届出を忘れると、令和7年度も引き続き課税になる場合がありますのでご注意ください。

※登記家屋は、札幌法務局江別出張所（☎ 011 - 382 - 2132）で手続きください。

住宅用地の特例申請

住宅用地は、その税負担を軽減するため、課税標準の特例措置が適用されます。特例措置の適用には申告が必要ですので、土地の利用状況が変わった場合は、速やかに手続きください。

新たに適用される場合

- ・住宅を新築または増築した場合
- ・転入等により空家、別荘を居住用住宅とした場合

適用されなくなる場合

- ・住宅を取り壊した場合
- ・住宅を店舗等に変更した場合
- ・住宅を居住用から別荘に変更した場合

広 告